

第9回入善町農業委員会議事録

令和6年4月11日午後1時30分から第9回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	7番 西 川 信 一	8番 竹 田 隆 浩
9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆
13番 坪 野 和 夫	14番 前 田 俊 彦	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 1名

15番 永 山 美 和

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第30号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第31号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第6	議案第32号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第33号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第8	議案第34号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について

議長（米山 義隆）

農作業等で多忙の中、新年度スタートの総会ということで、お集まりいただきましてありがとうございます。4月に入っても寒い日々が続いておりましたが、ようやく先週土曜日あたりから一気に気温も温かくなってきて、桜もほぼ満開になってきたなというところでもあります。

また、先月ありました桜まつりに出席された皆様、本当にありがとうございました。盛大に盛り上がりまして、楽しい時間を過ごさせていただき、ありがとうございます。

今日は年度初めになりまして、新体制の中でスタートになります。

今年度も皆様のご協力を得ながら、しっかりと農業委員会を運営してまいりたいと思いますので、ご協力ご支援よろしくをお願いいたします。

それでは今日は案件もたくさんありますので、さっそく始めて行きたいと思います。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第8の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。18番田中委員と1番五十里委員に決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員の挙手あり)

議長(米山 義隆)

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、4件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町墓ノ木〇〇外18筆の計19筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は10,868㎡です。

申請地の位置図は、議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

譲渡人は、黒部市新牧野〇〇、〇〇さん、譲受人は、入善町墓ノ木〇〇の〇〇さんです。申請地はもと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、坪野委員にいただいております。

続きまして申請番号2番、農地の所在地は、入善町上飯野〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は2,962㎡です。

申請地の位置図は、議案書の6ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町上飯野〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町東狐〇〇の〇〇さんです。申請地はもと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、嶋先委員にいただいております。

続きまして申請番号3番、農地の所在地は、入善町福島〇〇外9筆の計10筆で、台帳地目、現況地目は田及び畑、合計面積は13,023㎡です。

譲渡人は、高岡市泉が丘〇〇の〇〇さん外1名、譲受人は、入善町福島〇〇の〇〇さんです。申請地は、もともと譲受人が耕作しており、所有権移転をするため今回の申請に至りました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は全ての農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、小林委員にいただいております。

続きまして申請番号4番、農地の所在地は、入善町小摺戸〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は2,097㎡です。

申請地の位置図は、議案書の7ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町入膳〇〇、〇〇さん、譲受人は、入善町小摺戸〇〇の〇〇さんです。申請地はもと、〇〇さんが耕作している農地で、譲受人の〇〇さんは、この〇〇の構成員でいらっしゃいます。譲受人が申請地を取得した後も、引き続き〇〇さんが耕作されます。

本案件については、別に補足資料をお配りしております。議案第29号補足資料と書かれたものをご覧ください。

こちらには「農地法関係事務に係る事務処理基準について」の規定を一部抜粋してあります。この「事務処理基準」とは、農地法には書かれていない、細かな判断基準が示されるものです。農地法第3条の許可要件に「譲受人が経営する農地は、すべて効率的に耕作されていること」がありますが、この事務処理基準に基づきまして、申請番号4番については、農地所有適格法人である〇〇さんが利用権設定に基づいて耕作している農地を、その構成員である譲受人に所有権移転する、ということで、〇〇さんが引き続きすべての農地を効率的に利用できると認められることから、問題はないと考えます。

そしてそのほかの許可要件の確認ですが、

- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、安藤委員にいただいております。

以上4件です、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

坪野委員

本件については、事情があつて相続財産清算人が所有者になっておりましたが、耕作者である〇〇に購入してくれないかという依頼がありまして、内容的に問題はなく確認印を押しました。

嶋先委員

この申請地は以前から〇〇が耕作されており、特段問題ないと思ひましたので、確認印を押しました。

小林職務代理者

譲受人の〇〇は皆さんご存じのとおり、町内一の規模を誇る営農組織でありますので、問題ないところであります。経緯をお話ししておきますと元々の所有者は亡くなっており、住居だった空き家も譲渡されており、相続人は地元には縁のない方だったため、〇〇に購入依頼があったところです。畑以外は利用権設定がされており、問題ないところと思いますが、畑だけは耕作されておらず、所有者からは全体として農地取得してほしいと依頼があり、〇〇の総会に諮って、やむを得ないだろうということで農地取得されたと聞いております。問題はないと思ひ、確認印を押しました。

安藤委員

こちらも結論としては全く問題ございません。補足としまして、2筆とも隣の農地と仲間田になっていて、現状も〇〇が耕作しております。私も今回初めて知ったのですが、先ほど事務局から説明のあった通り、5反歩要件がなくなっても、トラクター等を持ってなくても営農組合に入っていれば、農地所得できることがわかりましたので、勉強になりました。

小林職務代理者

補足としまして、〇〇で営農組合が利用権設定した後で、申請者が組合員ということで農地取得することになりました。制度としては組合と相手方が利用権設定しないと、組合員が農地を取得することはいできないものになりますので、この辺を皆さんに了解しておいていただければと思ひます。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

安藤委員

質問ではないんですが、仲間田になっている案件は地図をみてもどうやって耕作しているか分かりにくいので、田を1枚ごとに太字で囲っていただければわかりやすいかと思ひます。

事務局

了解しました。次回からそのようにしたいと思います。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思ひますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第30号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをご覧ください。議案第30号、農地法第4条の規定による意見進達について、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請地は、入善町神子沢〇〇の一筆、台帳地目、現況地目ともに田で、面積は493㎡です。

申請人の〇〇さんは、申請地のすぐ東側の、神子沢〇〇に家族5人で生活しておられますが、住宅は築60年を超え老朽化が進んでいることから、住宅を建て替える必要があります。しかし、同じ場所で建て替えるには、敷地の埋め立てが必要になること、また、住宅に出入りする宅道の幅が狭く、通行にも不便なことから、自己所有の申請地に住宅を移転する計画です。申請面積は493㎡で、住宅および車両2台分のカーポート建設、家族や来客の駐車スペースや庭、通路として利用するために必要な面積です。

生活排水は浄化槽を設置し排水、雨水についても申請地北側の用悪水路に排水いたします。

隣接する神子沢〇〇の田との境界には、L型擁壁を設置し、その外側に畦畔を設ける計画です。

申請地は第2種農地であり、転用目的が住宅敷地であり、転用許可基準が集落接続の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地につきましては、令和6年2月19日に除外済であり、隣接耕作者及び入善土地改良区の同意書等も添付されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は竹田委員にいただいております。

以上1件、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

竹田委員

3月13日に申請書類を揃えてこられて、現地も確認してまいりました。耕作地がL字になってしまう点が心配でしたが、農地の入口は反対側の広い道路側にありますし、排水路もありますし、搬入路も造るとのことだったので、耕作者も同意されたとのことでした。結論としては問題ないと思い、確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第30号、農地法第4条の規定による意見進達についての質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

安藤委員

自宅の接道が狭いのも理由の一つのことですが、新しい道路も狭そうですが、現況幅員はどのくらい知りたいです。

竹田委員

申請地の接道はそこそこ広いです。元的地番は、幅が狭いのもありますが、どん詰まりであるのと低い土地であることから雪や雨が流れてくるので、新築するのは難しいとのことでした。

安藤委員

車が普通に通行できる広さということですか。

竹田委員

車の通行は問題ないです。

亀田委員

今住んでいる家はこの先どうされるか聞いておられますか。

竹田委員

それはこれからと聞いています。要件ではないので、深くは聞いておりませんが、立地が他の土地より低いので、壊してしまうしかないかなと。

亀田委員

解体後の空き地の管理も今後、問題になっていくのかなと思ひまして。

議長（米山 義隆）

ちなみに、L字ブロックを入れているのは、家の山側ですか。田の形は周辺と同じですか。

竹田委員

最終的には新しく境目になるところに作り、その横に搬入路を作る予定で、今は建てるところに搬入路がある状態です。田の形は周辺と同じです。

前田委員

農地法と直接関係ないですが、先ほど安藤委員も言っておられましたが、接道している道路がやはり狭いので確認申請は下りるのですか。

事務局

申請があった時点で、庁内の各部署で確認を行います。道路の幅や下水道の接続状況は問題ないことを確認しています。道路の幅も車2台が通れるものになります。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第6、議案第31号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第31号、農地法第5条の規定による意見進達について。

申請番号1、申請地、入善町蛇沢〇〇の1筆。台帳地目田、962㎡。譲渡人、入善町蛇沢〇〇、〇〇さん外2名。譲受人、入善町蛇沢〇〇、〇〇さん。転用目的、農作業所敷地、権利の種類、賃貸借権の設定。

借受人の〇〇さんは、水稻及び大豆を中心に現在約110haを経営する法人です。借受人は、現在、所有する農業用車両を屋外で保管しています。雨ざらしの状態は機械の劣化を早め経営悪化に繋がることから、以前から保管場所の改善が課題でした。

また、育苗については、父が所有していた自宅横の木造の小屋で行っていましたが、劣化が激しいこ

とから、小屋を取壊し、申請地に新たに農業用車両の格納庫及び育苗施設を建設する計画です。

申請面積は962㎡。育苗と農業用車両10台程度が格納できる施設を建設し、敷地内の空きスペースは、営業や従業員の駐車場として利用するために必要な面積です。

雨水排水につきましては、既存の擁壁と新設のL型擁壁で囲い、既存の排水路へ流す予定です。

申請地につきましては、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が農作業所敷地であり、農用地利用計画において指定された用途に供するもの、の項目に適合することから、農地の区分と転用目的に問題はありません。

この申請地は、令和6年2月20日に農業振興地域の農用地区域の用途区分変更済であり、隣接耕作者からの同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

農業委員の意見書は竹田委員に頂いております。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、現地の確認を行った竹田委員から補足説明をお願いいたします。

竹田委員

3月3日に連絡があり、除外申請の時と同様でしたので、分断される両側も引き続き〇〇さんが耕作されるとのことで適当であると確認しました。中途半端な真ん中にするのはなぜなのかと思いましたが、隣接している住宅の横に建てると景観上あまりよくないとのことでこの場所になったとのことでした。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第31号、「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案件は原案どおり県知事へ進達することといたします。

次に、議案第32号農用地利用集積計画の決定について及び議案第33号農用地利用集積等促進計画に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、事務局より、議案第32号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。

今回は、農地中間管理事業に関する申請もありますので、次の議案第33号、農用地利用集積等促進計

画案に意見を付す件についてを、合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農用地利用集積計画により、出し手農家の方から農地中間管理機構へ賃貸借権等が設定され、農用地利用集積等促進計画により、農地中間管理機構から受け手農家の方に賃貸借権等が設定されるという流れとなっております。また、農地中間管理機構が受け手農家に貸し付けることを目的として取得する権利をまとめて農地中間管理権といいます。

また、農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、この農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。

今回は、別紙の補足資料にて報告させていただきます。

地区別に全てはご覧の通りです。合計のみを読み上げます。

新規は、23件、78筆、139,262㎡、再設定は、25件、99筆、130,423㎡、合わせて48件、177筆、269,685㎡です。

参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

とりあえず各委員の皆さんの地区を確認していただきたいと思います。

議長（米山 義隆）

〇〇の組合長は。

事務局

〇〇の組合長さんは変わられずに、構成員の方が代わられました。配分先変更により〇〇さんのお名前があるのはその方が〇〇さんの構成員に入られたので、貸し付けるということになりました。

小林職務代理者

〇〇さんも公社を利用しておられたということですか。

事務局

〇〇さんは相対契約であったものをすべて解約されて、公社を通して〇〇さんに預けられました。〇〇さんの構成員としてまた耕作されるとのことです。

事務局

配分先変更になっているものは機構を通して借り受けていたものになります。

小林職務代理者

だから新ではなく再になっているということですね。

事務局

はい。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第32号農用地利用集積計画の決定について、及び議案第33号農用地利用集積等促進計画に意見を付す件について、賛成の方の挙手を求めます。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

はい全員挙手により本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に議案第34号令和6年度最適化活動の目標の設定等の案について、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

令和6年度最適化活動の目標の設定等について。国の通知により、毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

それでは、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明します。議案書の22ページをご覧ください。

まず、Ⅰ農業委員会の状況についてです。農業委員会の現在の体制については、令和6年4月1日現在の委員数を、また、農家・農地等の概要については、農林業センサス、耕地及び作付面積統計に基づいて記載しております。

次に23ページ、Ⅱ最適化活動の目標についてです。

令和6年3月末現在の管内農地面積は3,820.0haで、集積面積は3,367ha、集積率は88.1%となりました。課題としては、今後も農業従事者の高齢化や後継者不足により離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。目標については、今年度の目標集積面積累計は3,387ha、集積率は88.7%としました。

次の遊休農地の解消については、直近の利用状況調査により判明した遊休農地として、緑区分の1号遊休農地が0.2haを記載してあります。

別紙をご覧ください、こちらは東狐〇〇にある農地で、JAみな穂西部支店の交差点から少し東に入ったところ、〇〇公民館の近くにある農地です。数年前まで自作しておられたのですが、稲刈りの時期に家族の病気が重なり刈り取りができなかったことがきっかけで、それ以降、放置されている状態です。昨年度、耕作して下さる方が見つかって契約まで行ったのですが、農薬を使わずに自作したい、という所有者の希望で、契約を解除されました。飯野の〇〇横の遊休農地が解消されたこともあり、今年度の目標については、この1号遊休農地0.2haの解消とさせていただきました。

次に24ページ、新規参入の促進についてですが、現状は新規参入経営体はおらず、課題としては新規就農のための農地の確保や、初期投資に係る経費の確保が難しいことがあげられます。目標面積については、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入という、国の指示どおりでのものです。

次に、最適化活動の活動目標であります。推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、1人当たりの活動日数がひと月あたり、少なくとも10日となるようガイドラインに沿ったものであります。また、活動強化月間の目標設定として、4月から6月を遊休農地が発生しないよう巡回することとします。

令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）については、以上です。
よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。
それでは質疑応答に入りたいと思います。どなたからでもどうぞ。

前田委員

遊休農地の解消についてですが、課題として、復元するため所有者と協議してと書いてありますが、所有者ができないからこういう状態だからこうなっているのでは。

事務局

昨年、ちょっと所有者が自分で耕作するのが難しいんじゃないかということで、受け手さんになっていただけそうところを探して、そこで契約まで行き、引き受けてくださるということでした。しかし、所有者が農薬をまかれたくないということで自分で何とかしたいと、受け手さんを断られました。ご自分でやっていきたいとのことですが、今度ご自分で耕作していくにしても、どうやって復元していけばよいのか。皆さんをお知恵もお借りしながら。

西川委員

みなさんのお知恵とはどなたのことですか。農業委員会ですか。

議長（米山 義隆）

私も現地に行きまして、実際には草も木のようになってきてる状態のところもあったりして、今何とかしなきゃならないというのが実際のところですよ。飯野の委員の方もおられるので、やっぱり助言として、もし機械の必要があるならば、誰かの大型トラクターをお借りして何かするとか、もしくは、草刈りだけでもやってもらい、管理してもらおうよう、そういった声をかけていくしかないかなというふうに思います。

西川委員

ここの土地も当然ですが、今後こういうことが出てくるとなれば、自分でやれないと何とかしてほしいとなれば、何か助成があるのか。似たような状態のところはどうなるのか。申請が上がってこないが、ここ以外にもある土地をどうするのか。真剣に考えなければならない。

議長（米山 義隆）

実際のところ、タブレット等でこういったところを回ると、相当な量が出てくると思います。実際、自分の地域を回っていてもこれもかな、あれもかなというのは見受けられます。やはり農地パトロールする中で、農業委員の活動の一つとしてどうするんですかって声かけていくことがまず先決なのかなと思います。やれるやれないは本人の判断なので。ただ、土地持ち非農家で完全にここにいないというケースも出てくると思うんですね。そういうところは農業委員として把握しておく必要があるのかなと思います。

小林職務代理者

そういう意味では遊休農地の定義というものを皆さんにしっかり認識していただかないといけない。それと補助事業もなくはないのでそういったものも合わせてPRしてもらえれば。

事務局

何か耕作していなかったとしても、草刈りをしてあったり、自分である程度、1年に1回でもいいから刈り取って管理してある場合、遊休農地ではなく、自分で管理していることになります。自己管理していただいているという土地はたくさんあります。実際にあまり手をかけられない土地もありますが、そこを全部遊休農地とする必要はないので、全く管理されていないような状態と思われるところがあれば、遊休農地として一筆ずつ解消していければと思っております。

議長（米山 義隆）

これは遊休農地なのか、耕作放棄地なのかがすごく微妙な、同じような感じかなというふうには思っていますけど。

上野委員

こういうのって、周辺耕作者から苦情とか来てないのですか。舟見地区でも空き地などでも草が伸びていると近隣の耕作者の方から、生産組合長を通じてその方に連絡を入れてほしいとかというお話を聞いたりするので、そういうことのってきてるのでしょうか。

議長（米山 義隆）

地元の委員の方で何か話が出てますか。農業委員会まで上がってくることはないと思いますが。

竹田委員

ここは家がぽつぽつあるので農業よりも、近隣の家から虫が出るとかそういうのがあるかもしれないが、私らはそういう話は聞いていないです。

議長（米山 義隆）

この方の農地はこれ1枚だけですか。

事務局

この方の所有農地は〇〇筆あるんですけど、〇〇さん等に貸し付けており、自分でやっていたのはこの一筆だけです。

上野委員

この一筆だけ自分で耕作されてたのですか。じゃあ機械等は揃っているのですか。

事務局

機械等は一応揃っていますが、動かしていないので、実際動くかどうかわかりません。普通の機械では簡単に起こせないかもしれません。〇〇さんに貸している農地もありますが、そこもゆくゆくは農薬をまかないで自分でやっていければと思っているそうです。

議長（米山 義隆）

それはそれで、飯野の委員の方々に見守っていただければ。何も言えることはないと思うけれども、また様子見ていただいて、会うことがあれば草刈り等をするよう声かけていただければ。

議長（米山 義隆）

それでは、本案件の採決を行いたいと思います。

令和6年度最適化活動の目標の設定等案について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員の挙手あり）

はい、ありがとうございます。

全員挙手により本案を原案通り決定いたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。ないようなので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

配付物等について、富山県農業委員会研修会で配布された資料が封筒に入っております。あと農業委員の活動記録セットの2024年版と令和5年度推進委員等の最適化活動の点検評価票をお配りしてあります。

す。こちらの活動実績としては、3月11日までにご報告いただいたものを集計してあります。

こちらの自己点検評価欄に日々の活動を通して思ったこと、反省点、課題などをご記入いただいて、提出をお願いいたします。こちらを5月の総会までに皆様にご提出いただきたいため、課題や反省点を共有したいと思っているので、お忙しいところを申し訳ないですが、早めの提出お願いしたいです。1枚目のA4の紙に書いてあるのが、今まで記載していただいた活動実績とか成果実績の例になります。

議長（米山 義隆）

そうしましたら期日を4月22日前後にしましょう。必ずしもこの紙でなくても大丈夫ということなので、ワード、エクセル、メールなどでも良いということなので、この様式でなくても大丈夫です。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第9回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和6年5月8日水曜日、午後4時00分から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後2時55分）